

平成24年度 第2回 太陽光発電事業化検討チーム 会議概要

日時：平成24年7月20日（金）10:00～12:00

会場：小田原市役所 4階 第4委員会室

出席者（五十音順 敬称略）

- ・太陽光発電事業化検討チーム
志澤昌彦、鈴木大介、鈴木伸幸、中矢慎一、原正樹、古川晴基、山崎淳一
- ・小田原市事務局
環境部副部長、エネルギー政策推進課係員2名
- ・オブザーバー（特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所）
古屋将太

結果概要

<1 パネルメーカー見積り結果を踏まえた事業採算性>

公共施設における屋根貸しソーラー事業及び大規模太陽光発電事業について、パネルメーカー2社からの見積書を踏まえて事業分析を行った。

見積り結果を踏まえた全体的な留意事項

- 既存の連系設備が使用できるかどうか。太陽光発電システムの設置に伴い、電力会社が新たな連系設備の設置を必要としてくる場合がある。
- 土木工事等、金額的に不明確な部分があるので注意が必要である。
- 監視カメラ、インターネット設備による監視システム、発電のモニタリングシステムを設置したほうが良い。
- 施設の周囲にフェンスが必要な場合がある。
- パネルについて、10年で10%以上の出力が低下しなければ、メーカーによる交換の対象とはならない。パワーコンディショナーについては、経年劣化による保証はない。

総合評価

- 公共施設におけるパネル設置単価（EPC 単価）がかなり高額であるという結果から、屋根貸しソーラー事業だけの事業展開は、採算性の面から考えると非常に厳しい。
- 大規模太陽光発電事業を行うかどうかは事業全体の採算性に大きな影響を与える。採算性を考えると、屋根貸しソーラー事業よりも大規模太陽光発電事業のほうが採算性に優れているので、大規模太陽光発電事業も進めて行くべきではないか。
- 設置容量が50～150kW程度の施設は、設置容量を50kW未満に抑え低圧送電とすることにより、採算の改善が見込める。

<2 会社の形態及び市民出資>

- 大規模太陽光発電事業を行わず、屋根貸しソーラー事業のみで事業を行うと、事業規模が小さいため売電収入及び利益が少なくなる。そのため市民出資を実施する上でのファンド委託費を捻出することができず、市民出資という形態をとることは困難である。その場合は、社債等の他の市民の参画の余地があるファイナンス手段を検討する必要がある。
- 市民の事業への参加方法について、市民出資としてファンドへ出資するだけでなく、市民が株主として出資することも可能。株主が多くなることで、事業会社のコンプライアンス向上にも繋がる。
ただし株主として出資する場合は、議決権の制限や最低出資金額の決定などが、今後の検討課題である。
- 会社の形態は、基本的に株式会社であるが、市民出資を行うかどうかにより SPC 等の仕組みが変更される。

<3 屋根貸しソーラー事業スケジュール>

- 当初は、公共施設における屋根貸しソーラー事業を平成 24 年度の FIT 単価で行うことを検討していたが、屋根貸しソーラー事業だけでは採算性の確保が難しいことから、採算性を確保するために大規模太陽光発電事業も検討することとした。そのため、屋根貸しソーラー事業のスケジュールについても再検討することとした。

<4 その他>

- 市の政策として、大規模太陽光発電事業に対して固定資産税（土地や償却資産）の減税措置を検討すべきではないか。
- 会社設立及び事業の実施に向け、それぞれの作業について検討チームで役割を分担する。